

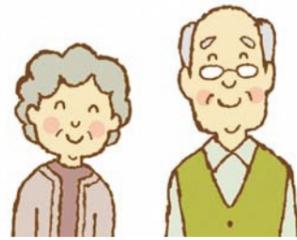
## 後期高齢者医療制度の保険料について

平成30年度の後期高齢者医療制度の保険料率は以下のとおりです。

### 保険料の算出方法

- ①所得割額 (被保険者の総所得金額等 - 33万円) × 7.85%
- ②均等割額 40,400円 (改定前: 39,500円)
- ①+②=年間保険料 (賦課限度額 62万円) (改定前: 57万円)

※2年に1度の改定により、均等割額、賦課限度額が変更となりました。



## 後期高齢者医療制度の軽減判定と軽減特例が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料は、世帯の所得水準等に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年度保険料より次のとおり見直されました。

軽減割合と判定所得基準表 (均等割)			
均等割保険料の軽減対象の見直しがあります 均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。	世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	33万円 + 被保険者数 × 50万円 ※改定前 33万円 + 被保険者数 × 49万円	2割軽減【改正】
	世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	33万円 + 被保険者数 × 27.5万円 ※改定前 33万円 + 被保険者数 × 27万円	5割軽減【改正】
	世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	33万円	8.5割軽減
		均等割 8.5割軽減を受ける世帯の被保険者全員が年金収入 80万円以下で、その他各種所得がない場合	9割軽減

## 保険料の軽減特例の見直しがあります

低・中所得者及び資格取得日前日まで社会保険等の被扶養者だった方への負担軽減を目的として特例的に実施されていた保険料軽減について、「均等割保険料」は軽減割合が引き下げられ、「所得割保険料」の軽減は廃止になりました。

均等割保険料		所得割保険料	
軽減の割合		軽減の割合	
旧	新	旧	新
平成29年度	平成30年度～	平成29年度	平成30年度～
7割	5割 ※平成31年度からは、資格取得から2年を経過するまでの間に限る。	2割	廃止
資格取得日前日に社会保険等の被用者保険(いわゆるサラリーマンの健康保険)の被扶養者だった人		前年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円超え211万円以下)	

## 後期高齢者医療保険料のおしらせは8月中旬に郵送します

平成29年中の所得に基づき、8月に平成30年度の保険料を決定します。4月、6月、8月の年金から今年度の保険料をすでに納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。

## 8月1日から70歳以上の方の自己負担限度額が変わります

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並みⅢ 所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円※1】	
現役並みⅡ 所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円※1】	
現役並みⅠ 所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円※1】	
一般 所得 145万円未満	18,000円※2	57,600円 【44,400円※3】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

70歳以上75歳未満までの国保加入者、また75歳以上の後期高齢者医療制度加入者の自己負担限度額が、課税所得に応じて表のとおり変更となります。

なお、現役並み所得(課税所得145万円以上)の後期高齢者医療制度加入の方は、医療費の自己負担割合は3割負担となります。

- ※1 過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額。
- ※2 年間の外来の限度額は144,000円です。
- ※3 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額。

みんなで支える、みんなで助け合う

## 国民健康保険 後期高齢者医療制度

問合せ先 市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎23922



## 国民健康保険税の税率が改定されました

これまで国民健康保険事業は市町村が保険者となり運営してきましたが、国保財政の安定化を目指し、平成30年度から都道府県と共同で運営することとなりました(都道府県単位化)。それに伴い、今年度以降は県が示す納付金と標準保険料率をもとに市が税率を定めます。市では下記の通り改定を行いました。加入者の皆さまにはご理解とご協力をお願いいたします。

区分	課税対象	医療分(75歳未満)		支援金分(75歳未満)		介護分(40歳以上65歳未満)	
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	5.50%	5.10%	2.20%	2.00%	1.80%	1.70%
資産割	本年度の固定資産税額の内、土地及び家屋分の税額	32.00%	廃止	—	—	—	—
均等割	被保険者1人につき	25,300円	19,300円	9,600円	7,600円	12,000円	11,900円
平等割	1世帯につき	20,600円	13,900円	6,100円	5,500円	4,500円	廃止

※介護分の計算には対象者以外の方の所得や人数などは影響しません。

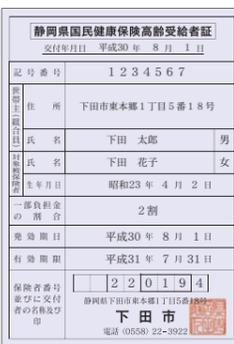
国民健康保険税(国保税)は、「医療分」、「支援金分(後期高齢者支援金分)」、「介護分(介護納付金分)」の3つの区分で構成されており、それぞれに「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の4つの項目があります。これらの合計額が国保税となりますが、今回の改正により、市では医療分の資産割と介護分の平等割を廃止いたしました。

## 国民健康保険税のおしらせは7月中旬に郵送します

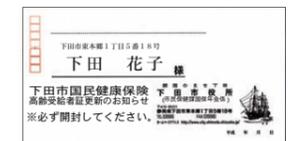
平成29年の所得に基づき、7月に平成30年度の国民健康保険税額を決定します。すでに送付されている暫定賦課額や仮徴収額(年金天引きによる納付額)を納付されている方につきましては、決定した保険税額から納付された金額を差し引いた残額を納めていただくことになります。

## 8月1日から

## 国保高齢受給者証と後期高齢者保険証が切り替わります



新しい証は  
藤色です。  
7月下旬に灰色の封筒で郵送します。



新しい証は  
緑色です。  
7月下旬に黄色の封筒で郵送します。

これから75歳になる方には誕生月の前月の下旬に随時保険証を郵送します。

## 通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられたり、食事代が減額されます。

申請方法 保険証と印鑑、マイナンバーのわかる物を持参のうえ、市民保健課国保年金係(窓口③)で申請してください。

これら認定証の更新時期も8月1日となります。引き続き利用される場合は、8月以降に再度申請してください。

※後期高齢者医療制度に加入の方で既に認定証をお持ちの方は自動更新され、7月中に送付します。